

運輸審議会公聴会

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第31条第1項の規定により、運輸審議会主宰公聴会の開催について、次のとおり公示された。

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第1号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第1項の規定により公示します。

平成18年6月26日

運輸審議会

1 事案の件名

事案番号	事案の種類	事案の内容
平18 第7001号	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定	<p>鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について定める。その概要は次のとおり。</p> <p>1. 実施に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。</p> <p>(2) 報告徴収等の実施に当たり、当面は、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。</p> <p>2. 実施方針</p> <p>(1) 法施行後、当面は、運輸事業者自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度</p>

合いは十分か、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者における当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施がなされているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けた助言を行う。

(2) 予め、本方針に沿って作成した実施指針に基づき、経営幹部への面談調査を中心に保安監査実施部局と連携して実施する。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 実施方法等について継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に実施方法等の見直し及び改善の状況の報告を行う等する。

(4) 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対する説明等の措置を行うとともに、その概要を取りまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。

(5) 上記(1)～(4)に従い、年間90から120事業者程度を目安として計画的に実施する。なお、当面は、鉄道分野及び航空分野を重点的に行う。

3. その他

(1) 本方針は、平成18年10月1日より適用する。

(2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。

(3) 緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に報告徴収等を実施する。

2 日 時 平成18年7月27日(木)午前10時から

3 場 所 東京都港区三田2丁目1番地8号
三田共用会議所 1階 講堂

4 主宰者 運輸審議会

5 公述の申出

(1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ3部を平成18年7月6日(木)までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会(東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918)あてお送りください。

(2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。)、住所、職業、年令(法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。)、職名及び年令)及び事案に対する賛否を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号

号を付記してください。

- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、20人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成18年7月14日(金)午前10時から運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。

6 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成18年7月6日(木)までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会(東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918)あてお申し込みください(ただし、1人1通に限ります。)
- (2) 傍聴人の人数は200人以内とし、申込者多数の場合は、平成18年7月6日(木)までに到着したもののなかから第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、平成18年7月14日(金)に発送します。

7 諮問書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、当該事案の諮問書その他の関係書類については、平成18年6月26日(月)から平成18年7月26日(水)までの間、公述申込書及び公述書等に係る文書については、平成18年7月7日(金)から平成18年7月26日(水)までの間、それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

- (1) 運輸審議会事務局 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 合同庁舎第2号館
- (2) 北海道運輸局総務部 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
- (3) 東北運輸局総務部 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
- (4) 関東運輸局総務部 神奈川県横浜市中区北仲通5の57 横浜第2合同庁舎
- (5) 北陸信越運輸局総務部 新潟県新潟市万代2の2の1
- (6) 中部運輸局総務部 愛知県名古屋市中区三の丸2の2の1 名古屋合同庁舎第1号館
- (7) 近畿運輸局総務部 大阪府大阪府中央区大手前4の1の76 大阪合同庁舎第4号館
- (8) 神戸運輸監理部総務企画部 兵庫県神戸市中央区波止場町1の1 神戸第2地方合同庁舎
- (9) 中国運輸局総務部 広島県広島市中区上八丁堀6の30 広島合同庁舎4号館
- (10) 四国運輸局総務部 香川県高松市松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎
- (11) 九州運輸局総務部 福岡県福岡市博多区博多駅東2の10の7 福岡第2合同庁舎
- (12) 内閣府沖縄総合事務局運輸部 沖縄県那覇市前島2丁目21番7号

8 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9 その他

その他不明な点については、国土交通省運輸審議会事務局議事係（03 - 5253 - 8809）にお問い合わせください。

（注）本件によって知り得た個人情報は、本件公聴会に関する事以外には使用いたしません。